

## 第3回 全員協議会会議録

令和3年7月19日(月)  
委員会 議室

### ○会議日程

- 1 開会宣告(13時00分)
- 2 協議事項
  - ①長期間議会活動ができない場合の議員報酬等の減額する条例の制定について
- 3 その他
  - ①議会運営委員会の構成人数について
- 4 閉会宣告(13時23分)

### ○出席議員(7名)

議長	8番	高橋秀之
副議長	7番	西澤裕之
議員	1番	高橋秀明
議員	2番	佐藤忠志
議員	3番	斎賀弘孝
議員	4番	植村敦
議員	5番	無量谷隆

### ○議会事務局出席者

事務局 長	早坂 敦
主 事	満保 希来

高橋秀之議長

それでは、第3回全員協議会を開催いたします。

協議事項は、長期間議会活動ができない場合の議員報酬等の減額する条例の制定について。

これは何回か話し合って、一応は稚内市の減額比率でいきましょうっていう話はしてて、一応は皆さんの了承を得たような気がするんですけど、事務局のほうでちょっと周辺町村の減額比率を次のページ、調べていただきまして、それでこの比率が決まらないと、一応9月の定例に出すのか、12月に出すのかによって、この比率確定しとかんと駄目だから、9月に出す場合だったら、今日のこの会議で比率っていうか、減額分を決めておかないと駄目だと思うんですよ。12月の場合だったら、9月議会の委員会あたりで、決めていただければ大丈夫だと思うんですけど。その辺をちょっと協議していきたいなと思います。

まず、2ついっぱいでもいいんですけど、何月の定例議会に出していくかということと、減額率の数値っていうのを、何かご意見があれば聞かしていただければと。

西澤副議長

その前にですね、算定の基準日と前6ヵ月って、この前6ヵ月っていうのは説明だけ。ちょっとだけよろしいですか。

早坂事務局長

それではですね、こちらの別表といいたいでしょうか。他市町村の状況ということで付けさせていただいておりますが、こちらについて簡単に説明させていただきたいと思います。

こちらに関しましては、まず報酬の支給率の考え方につきましては、どこの市町村に関しても同じなんですけども、議会の活動が出来なくなってから90日を超える、180日を超える、1年を超えるといったところで、報酬が幾らになるよというようなところの率がここに記載されてるということです。

こちらの期末手当の支給率の中で、こちらに関しましてもですね、基本的には考え方一緒なんですけども、この算定のところにある基準日。こちらに関しましては、6月手当の場合は6月1日、12月予定の場合は12月1日が基準日になるんですが、この基準日と書かれているところにつきましては、この基準日現在で180日を超えている、もしくは1年を超えている、90日を超えているといったところで判断をして、減額するというようなところが、この基準日と書かれてるところです。

この前6ヵ月と書かれているところに関しましては、基本的には基準日の前6ヵ月ですから、前の基準日までなんですけども。この間にですね、報酬の支給が1度でも下がった場合は、その率を使って手当も支給するというようなことです。

ちょっと難しい話なんですけども。ですからこれですね、見ていただくと分かると思うんですが、報酬支給率のほうと期末手当の支給率のほうが同じ率になってるんですね、この前6ヵ月がついてるところは。ですので、1度でもこの報酬の支給率が下がると、この率を使って次の期末手当を減額するというようなものが、この前6ヵ月というふうに書かれてる形になります。

あと、特例条例と書かれてるところにマルついたりしますけども、欄の1番右です。こちらのほうは余り考えなくて構わないと思いますが、要はその報酬条例に併せて組み込まれているか、もしくは全く別な条例として設定されているかというところの区別ということですよ。

ので、これに関しましては、その議論にはそれほど影響ないのかなというふうに思いますけども、一応表に関してはそのような意味だということで、ご理解いただきたいなというふうに思います。

高橋秀之議長

どうもありがとうございました。

ということで、支給率について。まずは、どのような支給率決めていきますか。

前は稚内市に準じていきましようかって話は出て、皆さん良いんじゃないかっていう、意見をいただいたんですけど、他の市町村も出てきたんで、いやこっちにしようとかというご意見があれば、お伺いしますんで。

まず、9月定例出すか12月定例でいくか。9月定例でいくっていうならば今回、支給率決めないと駄目なんですけど。12月ったら、まだ9月の定例前の委員会あたりで決めておけばいいのかなと思うんで。出す時期9月、12月。

今該当する人は、ちょっと居なくなってきたんで、急がないよっていう話もいいですけど。結構長い前からやってるんで、なるべくなら12月、9月どっちかもうに決めといたほうがいいのかっていう気がするんですけど。

植村議員

減額率はどうあろうと、やる気になれば9月でもできるということなんですか。意見さえまとまれば。

高橋秀之議長

もしくは9月やるって言ったら、今日、率決めてしまわないと上げれないのかなっていうのはあるんですけど。

植村議員

議長言うように、急いでやる作業でもなくなったということもあるんで、しっかり議論して、納得した上で決めるということで行けば、12月までにとということになると思うんですけども。

もう一つ、稚内市もそうですけども、市と町では、ちょっとやっぱり基本算定の仕方が違うのかなっていう気がするんですけども。算定の基準、基本になるようなもの、考え方っていうのはどういうことなんですかね。例えば、公務員の長期休業に関しての基準をある程度採用したとかなんとかっていうこと、なんででしょうか。

早坂事務局長

あのですね、私もちょっとそれいろいろ調べたんですけども、結論から申し上げますと特段ないところなんですね。やはり議会は議会で独自で設定をしていってると。

ただ、やはりこういった他市町村ですとか、そういった先進的なところを参考にしながら率を決めてってる。あとは町に合ったと言いましようか。どう合ったっていうふうに判断してるのかって言えば難しいですけども。地元のことを考慮しながら、最終的には決めてるのかなというところで、実際聞いたわけではないですけども、稚内市のほうが聞いてきたみたいですけども。実際ほかのところはちょっと聞いたわけではありませんが、特段その根拠となっているものっていうのはないということではあるようです。

佐藤議員

これ、あと算定の基準日とするか、6ヵ月前とするのかってことだわね。例えば、今日か

ら休んだら、6ヵ月前ってたら、12月の賞与は満額かい。

早坂事務局長

非常に難しい話ですけど、今から休んでしまいますと、例えば12月の1日までには恐らく90日間経過する。3ヵ月ですから。最低でも基準値は経過することになりますが、例えば12月1日の手前の常任委員会等で復活すると。この基準日って書かれてる分については、満額出るってことなんですよ。ただ、前6ヵ月のほうを採用すると、1回でも90日ですから、例えばこの100分の70とかになってると、手当も100分の70になると。

(佐藤議員「途中で出てもだね。」)

そういうことですね。

ですので、どちらかというところの前6ヵ月と書かれてるほうが厳しい形になります。

佐藤議員

だから、3ヵ月休んでもこれを該当させるのかってなってくるわね。

問題はだから、この支給率と期末の支給率この基準にするのか、6ヵ月前にするかっての、どうするかってことだわね。

植村議員

この90日というのは、定例会を挟むか挟まないかは、定例会から定例会の間、ポンと休んでも90日に満たないって何で対象にならないって考え方だよな。

早坂事務局長

定例会という概念ではなくてですね、議会活動ですので、常任委員会ですとか、そういったものも含まさるということですね。ですから、考え方としては、やはりその定例会から定例会で大体3ヵ月なので、それが一つの基準になるということなんですけども、どちらも休むと90日超えますよねっていうことで、定例会2回欠席すると大体90日超えてくるっていうようなニュアンスですね。

高橋秀之議長

ほかの人ご意見ありませんか。

斎賀議員

基準日から前6ヵ月から議論を要するんだったら、もう9月やめて、12月まで時間とって、もうちょっと勉強するっていうか、調査して、判断するのに時間が要るから、やっぱり今回は12月と思います。

無量谷議員

基準日がある程度、該当するなら算定基準を6ヵ月の意味が計算しづらいついていうか、遡ってやらなきゃならんという手間暇あるのかなという感じはするんですけど。

それとこの除外事由の中で、ある程度、休むとなれば大概今、病院に入院か何かの形で、行為的に出席出来ても、来ないっていう議員はないと思うんですけども。ある程度、病院関係のものって入ってないのかなって感じはするんですけど。

高橋秀之議長

入ってるよ。公務と感染とそういうのは除外されるって。それを外されるよ。

無量谷議員

だけど、これ仮に感染でなくて、違う病気で。

高橋秀之議長

それは該当する。除外されない。

無量谷議員

ただ単純に病気で入院してる場合は該当する。

高橋秀之議長

なる。

佐藤議員

公務とか感染症、例えばそんなの罹ったときは、3ヵ月が休もうが、どのくらい休もうが。

高橋秀明議員

いずれにせよ、その診断みたいな提出するって。そういうのが必要になってきますよね。

長期入院となれば、診断書、書かないと。

佐藤議員

自分の考えとしては時間があれだろうから、いずれにしてもどんな決め方しても、町民から見たら、甘いとかあだとか必ず出るわけだから。これだって50にしたって甘いんでないかってなるだろうし。

自分としては、隣町の中川で6ヵ月外して、基準日でいいのかと思うけどね。6ヵ月たって説明がややこしくなって、自分がようわかったかわからなくなるのでね。簡単に基準日でいいんじゃないかなと自分はそう思います。

決めたほうが楽だろうし、前例もあるし、私たちの同僚もそういう部分随分悩んだところもあって、俺らも携わって悩んだところもあったんで、決めるならさっさと決めて、なんぼ時間を置いたって。

高橋秀之議長

まず、さっき斎賀議員から出てたように、もうちょっとみんなでゆっくり考えて、12月でもいいんじゃないかっていう意見もあるんで、まずは9月の定例にするか、12月の定例にするかだけ、まずお願いします。

西澤副議長

施行日は4月1日じゃないんですか。施行日は9月定例で可決した場合、10月1日からって。

早坂事務局長

それは決め方ですね。

西澤副議長

どういう決め方をするんですか。

高橋秀之議長

そうだったら、12月の定例だったら、1月1日からとか。もしくはその定例が終わった次の日からでも、いつでもできるんで。附則で決めちゃえばいいと思うんで。だから、その辺考えて9月と12月でいいのか、まずそこを決めていただければと。どうですか。9月っていう人も。

いいです。聞きます、何月がいいか。

高橋秀明議員

斎賀さんが言うようにじっくり考えていくほうが。施行日にちが次のする月になるってことを考え方。12月でいいのかなと。

佐藤議員

俺も12月でいいと思います。

植村議員

12月。

齋賀議員

俺12月って。

無量谷議員

12月でいいです。

西澤副議長

12月で。

高橋秀之議長

これ提出するのは12月の議会ということで。

12月なんで、まだこれ時間があるんで、この報酬と期末手当、それと算出する基準日にする6ヵ月とか、この辺は、多分9月の定例前に委員会が9月の初めにあると思うんですけど、そのときにもう1回、これを最終的にその比率を決めたいと思いますんで、それまでもう1回、皆さん、今度ほかの町村も出てきたんで、この支給率でいいかどうかを検討して、自分の比率、決めてきてください、聞きますんで。そしてそのときに、この支給率とか何か全部決めて、12月に出したいと思いますんで、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ということで、すいません、よろしく願いいたします。

それではまだこのほかに、事務局のほうからその他ってということで、ありますんで。

早坂事務局長

それではその他ということですね、ちょっとこの場でお諮りをしていただきたいなという案件があるんですけども。

先の臨時会の中でも報告ありましたが、吉原議員がこの度、辞職されたということに伴いまして、先ほどまちづくり常任委員会の副委員長は佐藤議員がってということで決まったんですが、議運のですね、委員にもなったということなので、今現在、議運の委員が1名欠の形で4名で構成されているというような内容になっております。

ただですね、うちの会議規則と委員会条例のほう見ますとですね、議運の構成員といいましょうか、議運は5名以内で構成しなさいと。以内という言葉がこれだけはついてます。ですので、4名でも実質問題はないというような状況になっているということでございます。ですので、このまま4名体制でいけばいいのか。それともやはり1名選んで、5名体制でいくのがいいのかといったところをですね、この場でちょっとお諮りをいただきたいなというところでありまして。

高橋秀之議長

ということです。どうしたらいいですか。

5名以内なんで、4名でいいよっていうんだったら、そのまんま。

早坂事務局長

ちょっと一言だけ追加させてください。

議運のですね、委員を選ぶには、これ議決案件という形になろうかと思っておりますので、1名

をですね、議会の中で決めるというような流れになろうかなというふうに思いますので、その辺も含めてちょっとご議論いただきたいなと思います。

植村議員

今、局長から説明あったとおり、5名以内ということなんで、4名の構成でもいいんでないのかなと。いうのは、現在7名いるんですよ。そして議長は抜いていくということになれば、1名残っちゃう。ちょっとね、そんなことやりにくいなということもありますんで、現在欠員の残った4名でやっていくということではいかがでしょうか。

いやいやっていうことであれば、絶対だということでは私ないんですけども、そんなような気もしたんで。

高橋秀之議長

今、5名以内なんで、4名でもいいんじゃないかっていう意見も出ましたけど。ほかに何か、いややっぱり5名にしようとかっていう意見もあればお聞きしますけど。いいですか4名で。

(「はい」の声あり)

わかりました。

それでは4名にさせて、そのまま行かさせていただきますんで、よろしく願いいたします。

その他。

早坂事務局長

その他のその他ということなんですけども、本来全員協議会の中でお話するようなことではないんですが、この度前議員でありました、鷺見さんがお亡くなりになったということもありまして、議員会のほうからですね、慶弔規程に基づきまして、香典のほうとお花のほうですね、出したいと思いますので、ちょっとご了解だけいただきたいなというところでご報告でした。お願いいたします。

高橋秀之議長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

すいません。よろしく願いいたします。

ほかの人から何かその他であれば。

(一 同 無 言)

なければこれで、いいですか。

(「はい」の声あり)

それでは第3回の全員協議会をこれで締めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(13時23分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

議 長 高 橋 秀 之

主 事 満 保 希 来